

2016年5月吉日

お客様 各位

中央労働金庫

くろうきん>ローン（有担保）における特約期間終了後の
適用金利基準日について

日頃より格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、くろうきん>ローン（有担保）をご利用いただいているお客様のうち、2016年8月31日以降に特約期間終了を迎えるお客様より、特約期間終了後に適用となる金利の基準日を下記のとおり適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 特約期間終了後に適用となる金利の基準日について

2016年8月31日以降に特約期間終了を迎えるお客様より、特約期間終了後に適用となる金利の基準日は「特約期間終了日の4ヶ月前1日」となります（固定金利特約型・上限金利特約型・変動金利型）。

（例）2016年8月31日に特約期間終了を迎えるお客様の場合、2016年4月1日の新貸出金利が基準の金利となります。

2. 対象者

2016年8月31日以降特約期間終了を迎えるお客様

3. お問い合わせ

お客様相談デスク 0120-86-6956

（受付時間 平日9時～18時）

以上